



山形県公報

令和7年3月5日(水)

号 外 (10)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定……………(健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第151号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和7年3月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類(通称名1S-LSD)
- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類(通称名MPT、Methylpropyltryptamine)
- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類(通称名Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和7年3月6日

令和7年3月5日印刷
令和7年3月5日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県